

# 県立病院におけるインシデント・アクシデントの公表基準

千葉県立病院におけるインシデント・アクシデントの公表は、以下の基準によることとする。

## 1 基本方針

- インシデント・アクシデントの公表は、インシデント・アクシデントの原因の究明および再発防止策の検討を行い、これを明らかにすることにより、患者・家族及び県民に対し、県立病院の提供する医療の透明性を確保するものであること。また、他の医療機関における医療安全対策の参考に供し、全ての医療機関の医療安全の向上に資するものであることを旨として行うものであること。
- 公表にあたっては、患者・家族に対し十分な説明を尽くすとともに、プライバシーや個人情報の保護に十分留意し、公表方法や内容について患者・家族の意向を最大限尊重する。

## 2 公表にあたっての患者・家族等への配慮

- 公表する内容については、事前に患者・家族等の同意を得る。
- 公表にあたっては、患者・家族の意見を最大限尊重し、かつ「千葉県個人情報保護条例」（平成5年2月18日千葉県条例第1号）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省）等に基づき、患者・家族等のプライバシーに十分な配慮を行う。
- 公表内容から患者・家族等が特定、識別されないように個人情報の保護に万全を期すとともに、その心情や社会的立場にも十分配慮するものとする。

## 3 公表内容

### (1) 患者・家族の同意が得られた場合の公表内容

公表を行う場合には、以下の内容を公表することとする。

ただし、患者・家族の同意を得られない項目については非公開とする。

- 発生場所（千葉県立〇〇病院）
- 発生日（年月日）
- 患者の年代
- 患者の性別
- 患者の住居地（県内外の別まで）
- 発生状況・結果の概要
- 原因
- 再発防止策
- その他 今後の対応

なお、インシデント・アクシデントの覚知時に公表を行う場合は、発生場所・発生日・患者の年代と性別・患者の居住地と、インシデント・アクシデントの概要に

ついて、事実のみ公表する。

## (2) 患者・家族の同意が得られない場合の公表内容

公表について、患者・家族の同意が得られない場合は、以下の内容にとどめる。  
ただし、患者・家族の同意を得られない項目については非公開とする。

- 発生場所（「千葉県立病院」のみ）
- 発生日（「年月」のみ）
- インシデント・アクシデントの領域（例：薬剤に関連する事故・輸血に関連する事故等）

## 4 公表基準

インシデント・アクシデントの公表は、『個別公表』（随時公表するもの）または『包括公表』（定期的に公表するもの）とし、千葉県病院局医療安全管理指針に定めるインシデント・アクシデントの影響レベルの程度に応じ以下のとおりとする。

- 明らかに誤った医療行為、又は管理に起因する事案で、死亡（レベル 5）、又は永続的な障害や後遺症が残る可能性のあるもの（レベル 4）については、原則として、インシデント・アクシデントの発生後又は覚知後、患者・家族の同意を得て、速やかに事実を公表するとともに、調査結果を取り纏め、医療上の事故等の概要や再発防止策等を速やかに公表する。（個別公表）
- 明らかに誤った医療行為、又は管理に起因する事案で、濃厚な処置や治療を要したもの（レベル 3b）については、原則として、調査結果を取り纏め、患者・家族の同意を得て、インシデント・アクシデントの概要や再発防止策等を速やかに公表する。（個別公表）
- 明らかに誤った医療行為、又は管理に起因する事案以外の事案で、レベル 3b 以上の事案については、調査結果を取り纏め、患者・家族の同意を得て、包括公表時に各事案の内容をまとめて公表する。
- 公表に関して、患者・家族の同意を得られなかった事案は、3－（2）に従い、公表内容を調整の上、包括公表時に公表する。
- 上記以外については、報告件数のみ公表する。

(参考) インシデント・アクシデントの影響レベルと事案の公表基準

レベル	傷 害 の 状 況	医療上の事故等調査委員会を開催した事案		左記以外	
		明らかに誤った医療行為、 又は管理に起因する事案	その他の事案		
アクシデント	5	死 亡	個別公表 (覚知時・調査終了時)	包括公表	報告件数の公表
	4	永続的に障害や 後遺症が残存	個別公表 (覚知時・調査終了時)	包括公表	
	3b	一過性に濃厚な 処置・治療を要した	個別公表 (調査終了時)	包括公表	
インシデント	3a	一過性に簡易な 処置・治療を要した	報告件数の公表		
	2	処置や治療はなし			
	1	患者への実害はなし			
	0	患者への適用なし			

5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この基準は、平成29年1月1日から適用する。

令和3年4月1日改正